

# 香川県アマチュアゴルフ選手権予選競技

開催日：平成23年4月14日(木)  
開催コース：サンライズヒルズカントリークラブ  
主催 香川県ゴルフ協会  
共催 四国ゴルフ連盟  
後援 四国新聞社

## 競技の条件

### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

### 2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。 (ゴルフ規則 186ページ参照)

### 4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。 (ゴルフ規則 184ページ参照)

### 5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する(ゴルフ規則 187ページ参照)。

### 6. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成された成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

### 7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 190ページ参照)

### 8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に定められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

**この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)**

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. **通常のプレー中断**：短いサイレンを繰り返して通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. **険悪な気象状況に**：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

c. **プレーの再開**：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

### 9. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 1台の車を共有する場合は、そのカートとカート上の全てのものは、球との関連で問題を生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。但し、その車を共有するプレーヤーの1人が運転(操作)していたときは、車を運転(操作)していたプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) プレーヤー以外(又はプレーヤーの指名の人以外)の車のプレー中(正規のラウンド中)の運転(操作)を禁止する。

### 10. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。(ゴルフ規則 188ページ参照)

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤線をもってその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。  
「球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。  
このローカルルールの違反の罰は、2打」
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木の巻物施設はコースと不可分のものとする。
8. 場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。
9. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。  
(ゴルフ規則 173ページ参照)
10. 距離計測機器の使用  
「本競技において全てのプレーに対してプレーヤーは距離のみを計測する機器を使用して、距離の情報を得ることができる。」  
但し、他の条件、例えば傾斜・風速・方位などのプレーに影響するもとを計測できるようにデザインされた機械を使用した場合には、実際に使用したかどうかに関わらず、プレーヤーは規則14-3の違反となり、競技失格とする。
11. カート道脇の轍・裸地について  
カート道に接する轍跡及び裸地は、カート道の一部とみなす。
12. 舗装道路に接する白線内の区域はその道路と同じ扱いとする。すなわち、そのような白線の区域は同一の舗装道路として扱い、1回の処置で罰なしに規則24-2b(i)の救済を受けることができる。

### 注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

競技委員長 唐津 正二